

# 経済産業省

輸出注意事項 20 第 9 号

平成 21・03・06 貿局第 1 号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 21 年 4 月 1 日

経済産業省貿易経済協力局長 藤田 昌宏

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項 6 2 第 1 1 号・6 2 貿局第 3 2 2 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表

輸出貿易管理令の運用について輸出注意事項 6 2 第 1 1 号・6 2 貿局第 3 2 2 号(傍線部分が改正部分)

改正後	現 行
<p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第278号)及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和62年11月1日から実施する。</p> <p>なお、本件の実施に伴い、昭和36年3月28日付輸出注意事項36第30号(輸出貿易管理令の運用について)は、昭和62年11月9日限り、廃止する。</p> <p>(略)</p> <p>0 輸出貿易管理の対象 (略)</p> <p>1 - 0 (略)</p> <p>1 - 1 輸出許可</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>1~4 (略)</p> <p>(注1)~(注2) (略)</p> <p>(注3)チェックリスト受理番号は、輸出しようとする者が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官(以下「安全保障貿易検査官」という。)に提出した輸出管理社内規程に対応する<u>企業概要・自己管理チェックリスト</u>受理票の交付を受けている場合にのみ記載する。</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>2~12 (略)</p> <p>別表第1 輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>(略)</p> <p>1 - 1 (略)</p> <p>1 - 2 輸出許可事務の取扱区分</p> <p>輸出の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>1 - 2 - 1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出</p> <p>別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出(包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。)の3(1)の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別紙1(5)の規定中一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び同(8)の規定に基づき一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>別表第3 輸出関係書類の記載要領</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 輸出許可申請内容明細書</p> <p>4 - 0 ~ 4 - 2 (略)</p> <p>4 - 3 「チェックリスト受理番号」の欄</p> <p>輸出しようとする者が安全保障貿易検査官に提出した輸出管理社内規程に対応する<u>企業概要・自己管理チェックリスト</u>受理票の交付を受けている場合には、その最新の受理番号を記載する。</p> <p>4 - 4 - 0 ~ 4 - 4 - 2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第4~6 (略)</p>	<p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第278号)及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和62年11月1日から実施する。</p> <p>なお、本件の実施に伴い、昭和36年3月28日付輸出注意事項36第30号(輸出貿易管理令の運用について)は、昭和62年11月9日限り、廃止する。</p> <p>(略)</p> <p>0 輸出貿易管理の対象 (略)</p> <p>1 - 0 (略)</p> <p>1 - 1 輸出許可</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>1~4 (略)</p> <p>(注1)~(注2) (略)</p> <p>(注3)チェックリスト受理番号は、輸出しようとする者が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官(以下「安全保障貿易検査官」という。)に提出した輸出管理社内規程に対応する<u>チェックリスト(企業概要・自己管理チェックリスト又は包括許可用チェックリスト)</u>受理票の交付を受けている場合にのみ記載する。</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p>2~12 (略)</p> <p>別表第1 輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>(略)</p> <p>1 - 1 (略)</p> <p>1 - 2 輸出許可事務の取扱区分</p> <p>輸出の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>1 - 2 - 1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出</p> <p>別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出(包括許可取扱要領(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。)の3(1)の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別紙2(5)の規定中一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び同(8)の規定に基づき一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。)</p> <p>別表第2</p> <p>別表第3 輸出関係書類の記載要領</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 輸出許可申請内容明細書</p> <p>4 - 0 ~ 4 - 2 (略)</p> <p>4 - 3 「チェックリスト受理番号」の欄</p> <p>輸出しようとする者が安全保障貿易検査官に提出した輸出管理社内規程に対応する<u>チェックリスト(企業概要・自己管理チェックリスト又は包括許可用チェックリスト)</u>受理票の交付を受けている場合には、その最新の受理番号を記載する。</p> <p>4 - 4 - 0 ~ 4 - 4 - 2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第4~6 (略)</p>